

拾得者



路上で拾得した場合

施設内で拾得した場合

## 落とし物を拾った方へ

警察署、交番等に提出

(7日以内に提出しないと拾得者の権利がなくなります。)

施設の管理者に提出

(24時間以内に提出しないと拾得者の権利がなくなります。)

警察



帰国する場合は、帰国後も連絡を取ることのできる電話番号やメールアドレスを教えてください。

「拾得物件預り書」は、警察で物件を受領した際に、拾得者に交付されます。物件の所有権を取得した後で、当該物件を受け取る時に必要となるので大切に保管して下さい。

### 拾得者の権利

#### ① 遺失者に報労金を請求する権利

遺失者が判明した場合、物件の価値の5%~20%の報労金を遺失者に請求できます(施設内での拾得の場合、2.5%~10%)。

#### ② 3ヶ月以内に遺失者が判明しない場合、物件を受け取る権利

3ヶ月以内に遺失者が判明せず、物件の受取を希望する場合、拾得物件預り書に記載の引取り期間(2か月間)以内に、警察署に受取に来て下さい。(警察において保管に要した費用を負担していただく場合があります。)

送付による受取を希望する場合、「物件送付依頼書」及び「受領書」をあらかじめ作成し、送料(全て自己負担)とともに警察署に提出して下さい。

※法令により所持が禁止されている物、クレジットカードや携帯電話等個人の情報が記載されている物件の所有権を取得することはできません。

#### ③ 物件の提出、保管に要した費用を請求する権利

遺失者に物件の提出、保管に要した費用を請求できます。

・上記の権利のいずれかを選択して主張すること又は全ての権利を放棄することができます。

・①及び③の場合、遺失者に拾得者の名前と住所を教えます。

・報労金、費用について、警察は関与しないので、遺失者と話し合ってください。

・①及び③は、遺失者に物件が返還されて1ヶ月経過すると請求できなくなります。

施設の管理者が警察に提出

警察から返還の連絡がなく、3か月经過

拾得者が所有権を取得

遺失者が判明しない場合

遺失者に返還

遺失者が判明した場合

遺失者に物件を返還する場合は、警察からその旨を拾得者に連絡します。

警察で物件を3か月保管し、遺失者を探すために公告や関係機関等への照会調査等を行います。

※傘、衣類等は、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しない場合、売却又は処分される場合があります。